



食安基発0314第1号
平成26年3月14日

各

都	道	府	県		
保	健	所	設	置	市
特	別	区			

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課長
(公印省略)

「医薬品的効能効果を標ぼうしない限り医薬品と判断しない成分本質（原材料）」の食品衛生法上の取扱いの改正について」の一部改正について

「無承認無許可医薬品の指導取締りについて」（昭和46年6月1日付け薬発第476号）の別紙「医薬品の範囲に関する基準」の別添3「医薬品的効能効果を標ぼうしない限り医薬品と判断しない成分本質（原材料）リスト」に記載されているものに係る食品衛生法（昭和22年法律第233号）上の取扱いについては、「医薬品的効能効果を標ぼうしない限り医薬品と判断しない成分本質（原材料）」の食品衛生法上の取扱いの改正について」（平成19年8月17日付け食安基発第0817001号。以下「19年通知」という。）をもって示しているところであるが、今般、「医薬品の範囲に関する基準の一部改正について」（平成24年1月23日付け薬食発0123第3号及び平成25年7月10日付け薬食発0710第2号）により「医薬品の範囲に関する基準」が改正されたことから、19年通知の別添を下記のとおり改正することとしたので、貴職におかれては御了知の上、貴管内関係者に対する指導等について遺憾のないよう取り計らわれたい。

記

別添の2の（5）中「N-アセチルグルコサミン」の次に「、5-アミノレ

ブリン酸リン酸塩」、「オクタコサノール」の次に「、オロト酸（フリー体、カリウム塩、マグネシウム塩に限る）」、「コエンザイムA」の次に「、コリン安定化オルトケイ酸」、「ヒドロキシリシン」の次に「、ピロロキノリンキノン二ナトリウム塩」、「リグナン」の次に「及び trans-レスベラトロール」を加える。

別添の2の（5）中「リグナン」の前の「及び」を削除する。